

介護保険制度における 住宅改修の手引き

富里市高齢者福祉課

令和4年4月

住宅改修費支給制度について

要介護（支援）認定されている方が、できるだけご自宅で自立した生活をするために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

住宅改修は、被保険者（利用者本人）の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。改修前には必ずケアマネジャーにご相談ください。

※担当のケアマネジャーがいない場合については、管轄の地域包括支援センターまたは施工業者にご相談ください。

☆支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。

1 支給要件

※（１）～（５）いずれにも該当すること

- （１）要介護（支援）認定をうけており、工事着工日と工事完了日が共に認定の有効期間内であること。
- （２）介護保険被保険者証に記載されている住所で、現に居住する住宅について住宅改修が行われること。
- （３）本人が在宅生活であること。
入院または施設に入所中の要介護（支援）の被保険者が、退院・退所が確実で、在宅生活に備えて住宅改修が必要な場合は申請できます。ただし、退院・退所できなかった場合は支給されません。
- （４）被保険者の心身や住宅の状況等に照らして必要な改修であり、工事の内容が介護保険制度の給付対象であること。
- （５）住宅改修の着工前に事前の申請をして、富里市に着工を許可されていること。

2 支給について

- （１）支給限度基準額は一律２０万円（自己負担１割・２割・３割）が上限です。
２０万円の範囲内であれば、何回かに分けて利用でき、２回目以降の支給限度基準額は、前回改修の残額となります。

例）介護保険対象工事費　２０万円　自己負担１割の場合 介護保険給付上限額（９割）１８万円、自己負担額（１割）２万円
--

(2) 支給の例外

- ① 要介護等状態区分が下表のように重くなった場合、新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。(1人の被保険者に対して1回のみ適用) この場合、以前の住宅改修で支給可能残額があっても、支給限度額は20万円のみとなります。

初めて住宅改修した時点の要介護度	再度住宅改修する時点の要介護度
要支援1	要介護3 要介護4 要介護5
要支援2又は要介護1	要介護4 要介護5
要介護2	要介護5

- ② 転居した場合は前住所地で住宅改修を利用していても、転居先で新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。再び転居前の住宅に戻った場合は、転居前住所に係る支給状況が復活します。

3 支給方法

償還払い方式	被保険者は、いったん工事費用全額を工事業者に支払い、自己負担分を差し引いた給付対象部分が、後日富里市から被保険者へ給付されます。
受領委任払い方式	被保険者は、自己負担分のみ工事業者に支払い、給付対象部分については、富里市から工事業者に支払います。

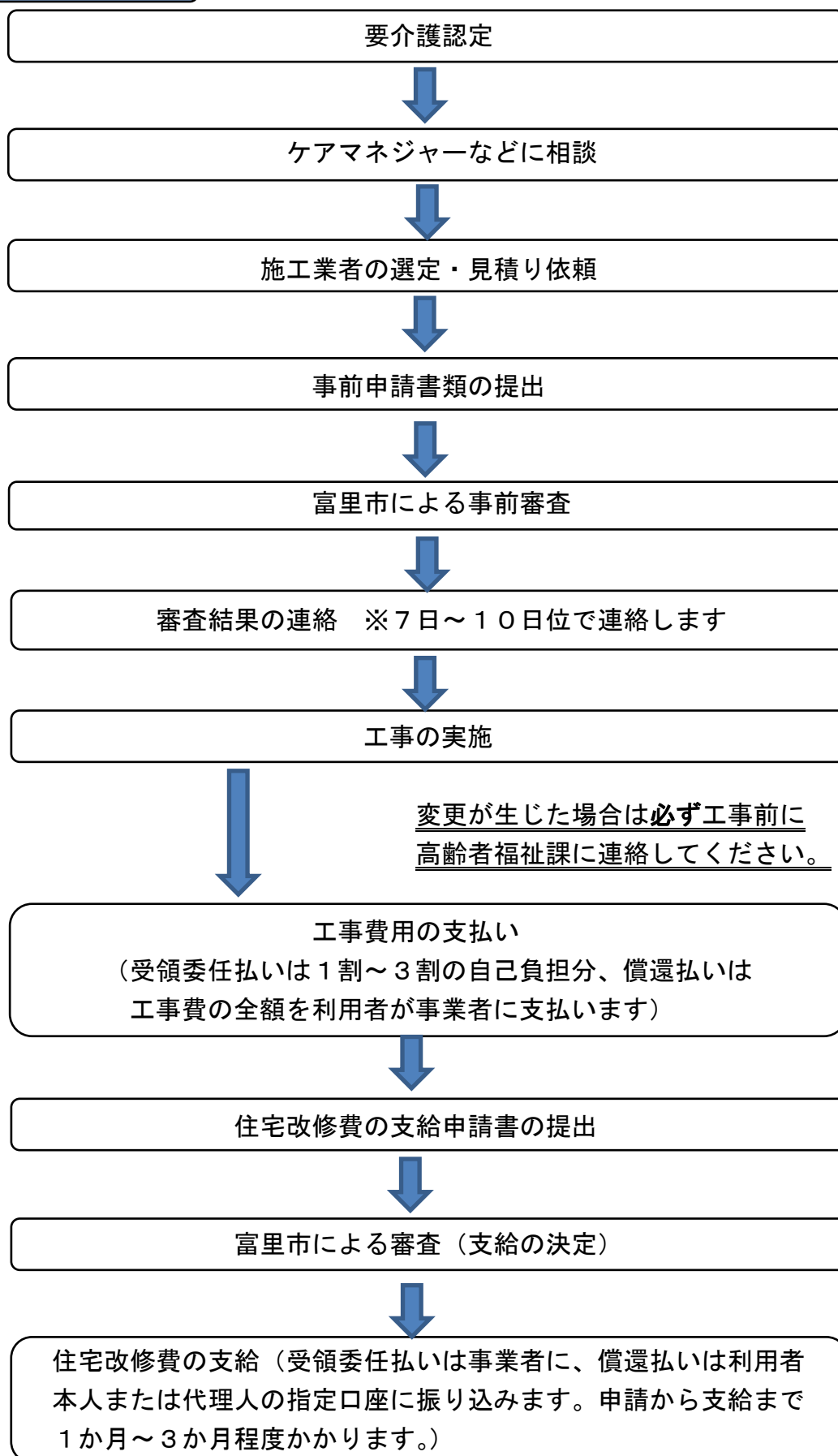
4 対象となる住宅改修の種類

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消(スロープの設置、床のかさ上げ、通路等の傾斜の解消)
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) 住宅改修の付帯として必要な工事

介護保険で行う住宅改修は、あくまでも日常生活動作を助けるためのものです。趣味や仕事をするといった本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、介護保険の住宅改修の対象とはなりません。

※ここでの日常生活動作とは、在宅での生活を続けていくための動作(食事を摂る、トイレへ行く、入浴する等の本人の身の回りの動作)を指します。

5 手続きの流れ



6 必要書類

(1) 事前申請時

申請書	◇ 着工日及び完成日は支給申請時に確認します。
住宅改修が必要な理由書	◇ 介護保険の住宅改修は居宅介護支援の一環です。理由書の作成は原則、担当ケアマネジャーになります。
	◇ 担当ケアマネジャー以外が理由書を作成する場合、担当のケアマネジャーと連絡調整をしてください。また、理由書の余白に担当ケアマネジャーが内容を確認した日付・署名・押印をもらってください。
	◇ 担当ケアマネジャーがいない場合、地域包括支援センター及び福祉住環境コーディネーター2級以上（資格証の写し添付）に理由書の作成を依頼できます。
見積書	◇ 見積書の宛名は、被保険者（利用者本人）です。
	◇ 部屋名、改修部分、改修の名称（手すり、スロープ等）、改修内容（仕様、長さ、面積等）住宅改修の種類を記入してください。
	◇ 工事費については一式とせず、材料費、施工費（工賃）、諸経費等の内訳を記入してください。
	◇ 材料費は商品名、メーカー名、品番、部材単価、数量等を明記してください。
	◇ 介護保険給付対象外の内容が含まれている場合は、保険給付の対象部分がわかるようにしてください。
カタログの写し	◇ 使用する箇所と個数がわかるようにカタログに書き込んでください。
写真	◇ 撮影日を入れた写真（ <u>写真に直接書き込んだものは不可</u> ）
	◇ 「段差解消」は、段差にスケールを当てて撮影したもの
	◇ 改修後の状態がわかるように図で示したもの
家屋平面図	◇ 日常生活で移動する範囲を図面に記載してください。動線の確認のために必要となります。
	◇ 改修箇所と仕様、面積、長さを記入してください。
	◇ 工事箇所に番号を付け、見積書・写真・カタログの写しにも記載してください。
承諾書	◇ 住宅の所有者が本人以外の場合は提出してください。
委任状	◇ 償還払いを選択し、本人以外の口座に振り込む場合は提出してください。
受領委任払申出書	◇ 受領委任払いを選択した場合は提出してください。
	◇ 受任者欄に受託事業者の会社印と代表者印を押印してください。

(2) 支給申請時

領収証	◇ 領収証の原本（写しを取った後返却します）
	◇ 施工業者の印があるもの
	◇ 領収証の宛名は、被保険者（利用者本人）です。
改修後の写真	◇ 撮影日を入れた写真（ <u>写真に直接書き込んだものは不可</u> ）
	◇ 手すりや踏み台は固定している部分がわかる写真も添付
	◇ 「段差解消」は、段差にスケールを当てて撮影したもの

7 よくある質問について（事例集）

給付対象とされているものでも、これらの工事が全て無条件で対象になるわけではなく、被保険者の心身の状況、住環境や日常生活の様子等、個々の状況を勘案した上で、改修内容の審査を行います。

住宅改修の支給の可否は、同じ改修内容であっても被保険者によって異なることをご理解ください。

	質 問	回 答
手すりの取付け	手すりの老朽化による取替え	給付対象外 取付けの不具合によるものも給付対象外
	家具等への手すりの取付け	固定されていない物への取付けは給付対象外
	手すりの位置の移動	身体状況の変化に伴い既存の手すりの位置のみを変更する場合、工賃のみ給付対象
	手すりの変更（材料を含む）	身体状況の変化によるものであれば給付対象。ただし、理由書に身体状況の変化を詳しく記載すること
	手すりの必要性の範囲	日常生活の範囲に属するもの（花壇の手入れなど、趣味に関するものは除く）
	壁の下地補強	手すり部分の範囲のみ給付対象。壁の内部を補強する場合は給付対象外
	屋内階段手すり（1階から2階への階段）	原則不可。一階が店舗や車庫等で、居住スペースが無い場合は対象になる場合があります。
	玄関と勝手口両方に手すりを取付け	どちらか一方のみ給付対象。玄関以外から出入りする場合、理由を理由書に明記すること
	ペーパーホルダー付手すり	装飾付手すりは給付対象外
	シャワー付きスライドバー	装飾付手すりは給付対象外
	通路の両側に手すりを設置	原則片側のみ給付対象。身体状況により必要な理由がある場合は理由書に明記すること
段差の解消	上がり框の段差解消のための踏み台設置	固定すれば給付対象。固定していることがわかる写真を添付すること
	段差解消機、階段昇降機の取付け	動力により段差を解消する機器を設置する工事は給付対象外

段差の 解消	スロープ貸与のための段差解消	福祉用具貸与に伴う段差解消工事は給付対象外
	敷居撤去による開き戸の交換	敷居撤去によるドアの下隙間について、ドアの下部の補修は給付対象。ドアの取替えは原則不可
	浴室の段差解消のために浴室用すのこを設置	特定福祉用具の入浴補助用具の浴室用すのこに該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の給付対象となる
	浴室床の段差解消に伴う給排水工事	給付対象
滑りの防止 及び移動の 円滑化等の ための床ま たは通路面 の材料の変 更	老朽化によるもの	給付対象外
	畳等からフローリングへ改修	被保険者の居室で車いすや歩行器を利用している場合や、歩行状況等でケアマネジャーが必要と認める時は事前に高齢者福祉課に確認すること
	玄関アプローチのコンクリート整備	給付対象。工事に伴う路盤の整備も付帯工事として給付対象（飛び石撤去やスロープ設置の場合は段差解消に該当）
	通路面の加工について	滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつける等）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧等）は給付対象
引 き 戸 等 へ の 扉 の 取 替 え	扉の変更	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて、性能が変われば、扉の取替として住宅改修の給付対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更、ドアノブをレバー式に変更、戸車を設置等が考えられる
	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を交換	被保険者の身体状況に応じて必要ならば給付対象。ただし老朽化によるものは給付対象外
	扉の撤去	車いすでの動線の確保のために撤去する場合は給付対象
	扉の取替え	被保険者の身体状況に合わせて、アコーディオンカーテン、引き戸、折れ戸への取替えは給付対象
洋 式 便 器 等 へ の 便 器 の 取 替 え	和式便器から洋式洗浄機能付き便器へ取替え	洗浄機能は便器と一体型であれば給付対象。取替えに伴い、給排水管の長さや位置を変更する工事は付帯工事として給付対象
	洋式便器から暖房・洗浄機能付洋式便器へ取替え	給付対象外
	既存便器の向きの変更	被保険者の身体状況に応じて必要性が認められれば給付対象
	既存の和式便器を残したまま洋式便器の新設	給付対象外
	非水洗から水洗へ	水洗化（給排水設備工事）の部分は給付対象外
その他	入院・入所中の住宅改修	退院・退所予定が決まっている場合は可能。ただし、支給申請の手続きは退院・退所後でないとできない。万が一退院・退所できなかった場合は全額自己負担になるため、その可能性があることを十分理解したうえで住宅改修すること

その他	一時帰宅中の住宅改修	給付対象外
	住民票の住所以外の住宅改修	給付対象外
	完了前に被保険者が死亡	死亡時点までに工事が完了した箇所までが給付対象
	賃貸住宅の共有部分の住宅改修	原則不可。洗面所やトイレが共同となっている場合など、日常生活領域に応じて給付となる場合もあるため、事前に高齢者福祉課に相談すること
	被保険者又は家族が行った住宅改修（家族が大工を営んでいる場合も含む）	材料の購入費のみ給付対象。工賃は給付対象外。購入予定先の業者（店舗）が発行する見積書と購入予定金額がわかるカタログの写しを提出すること。領収証の名義は被保険者本人にすること
	ひとつの家に対象者が二人	改修箇所が異なる場合はそれぞれ20万円ずつ利用できる。ただし、同じ改修箇所を二人で按分することはできない
	利用者負担割合の適用日	領収日（領収証記載日）を基準に判定する
	領収証について	領収証の原本を提示した後、コピーしてその場で返却します
	工事の変更について	事前審査後、工事の内容に変更が生じた場合は工事を中断し、高齢者福祉課に連絡し、新たな見積り・図面を提出すること。連絡なく変更した場合は給付できない場合があります。
	賃貸住宅の原状回復について	給付対象外
	住宅を新築する場合	給付対象外
	増築して新たに居室を設ける場合	給付対象外
	車いすで移動するため壁取り壊し	給付対象外
	給付制限期間中の住宅改修	住宅改修をすることは可能である。ただし、通常1割から3割の自己負担で利用できるところを、3割又は4割の自己負担となる
	一度住宅改修の工事を行ったが、その住宅を建て直した場合	建て直しの場合、限度額はリセットされないため、前に行った工事も含めて限度額内の工事費が給付対象となる
	事前審査前に着工してしまった場合	給付対象外

8 その他留意事項

(1) ユニットバスについて

介護保険の住宅改修として、利用者に必要な住宅改修の項目ごとに見積金額の按分ができる場合のみ、給付対象となります。

ただし、利便性や快適性を向上する性能は制度の趣旨になじまないため、高級仕様の製品は給付対象外となります。

対象工事	◇ 手すりの取付け（装飾付手すりは対象外） ◇ 浴室の床材を滑りにくい床材に変更 ◇ 床のかさ上げによる段差の解消 ◇ 開き戸から引き戸や折れ戸への取替え ◇ 段差解消を目的とする浴槽の取替え（広くする目的は対象外）
対象外工事	◇ 壁・天井・窓・換気扇・照明・シャワー・水栓・給湯器・ガス管 ◇ 引き戸から引き戸等同一種への扉の交換 ◇ 暖房機器の設置 ◇ 給排水管（段差解消が伴う場合は可）

※ 介護保険給付対象部分とそれ以外の部分の価格確認のため、メーカーが作成した価格振り分け表が必要です。見積書に単価の記載がない場合や、「一式」と記載され按分できない場合は給付対象外です。

(2) 工事業者の選定について

住宅改修業者に千葉県や富里市の指定はありません。業者によって単価や工賃等大きな差が出る場合も多々あります。業者の選定にあたっては、複数の業者に見積りを依頼し、十分比較・検討したうえで選定してください。

(3) 施工後のトラブルについて

施工後のトラブルについては、ご自身が業者と交渉することになりますので、ご契約時にはアフターサービスについても確認しておくことをお勧めします。

(4) 消滅時効について

住宅改修費支給申請（事後申請）の消滅時効は、被保険者が施工業者に代金を完済した日（領収日）の翌日から起算して2年となります。